

川崎市立学校における定期健康診断の補助医の配置等に関する要綱

平成29年4月1日 教育次長専決
29川教健第279号

(目的)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）第十三条に基づき実施する児童生徒の定期健康診断において、定期健康診断の補助医（以下「定期健診補助医」という。）の配置等について定めることを目的とする。

(職務)

第2条 定期健診補助医は、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 定期健康診断において、学校保健安全法第二十三条に基づき学校医、学校歯科医に委嘱された当該校の学校医、学校歯科医から依頼された定期健康診断の補助業務
- (2) 定期健康診断の実施校より依頼された定期健康診断の補助業務
- (3) その他、特に教育委員会事務局が必要と認める業務

(対象校)

第3条 定期健診補助医を配置することができる対象校は、川崎市立小学校、川崎市立中学校において、原則として前年度の学校基本調査で1000人を超える児童生徒が在籍する学校（以下「対象校」という。）とする。

(定期健診補助医の配置)

第4条 定期健診補助医は、内科の学校医及び学校歯科医の補助として配置するものとし、対象校の学校医、学校歯科医と連携して、定期健康診断に従事するものとする。

(期間)

第5条 定期健診補助医を配置することができる期間は、原則として毎年4月1日から6月30日までとする。ただし、教育委員会事務局学校教育部健康教育課長が、特別な事情があると認める場合はこの限りではない。

(決定)

第6条 定期健診補助医は、前年度の学校基本調査の児童生徒数に基づき、第3条に規定する対象校に希望調査を行ない、希望のあった対象校に対し定期健診補助医の配置を決定する。

(報告)

第7条 前条の規定により定期健診補助医の配置が決定した対象校は、定期健康診断実施後、速やかに定期健診補助医が診察した児童生徒数等の実績を教育委員会事務局に報告しなければならない。

(謝礼金)

第8条 定期健診補助医の謝礼金は、内科と歯科ともに定期健診補助医1名につき基本額を23,000円とし、定期健康診断の総受診者数の2分の1に加算額120円を乗じた額を足した額とする。ただし、内科と歯科の定期健診補助医が各科ごとに複数配置された学校については、上記の謝礼金を各科の配置された人数で割った額とする。

(守秘義務)

第9条 定期健診補助医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は令和2年6月1日から施行する。